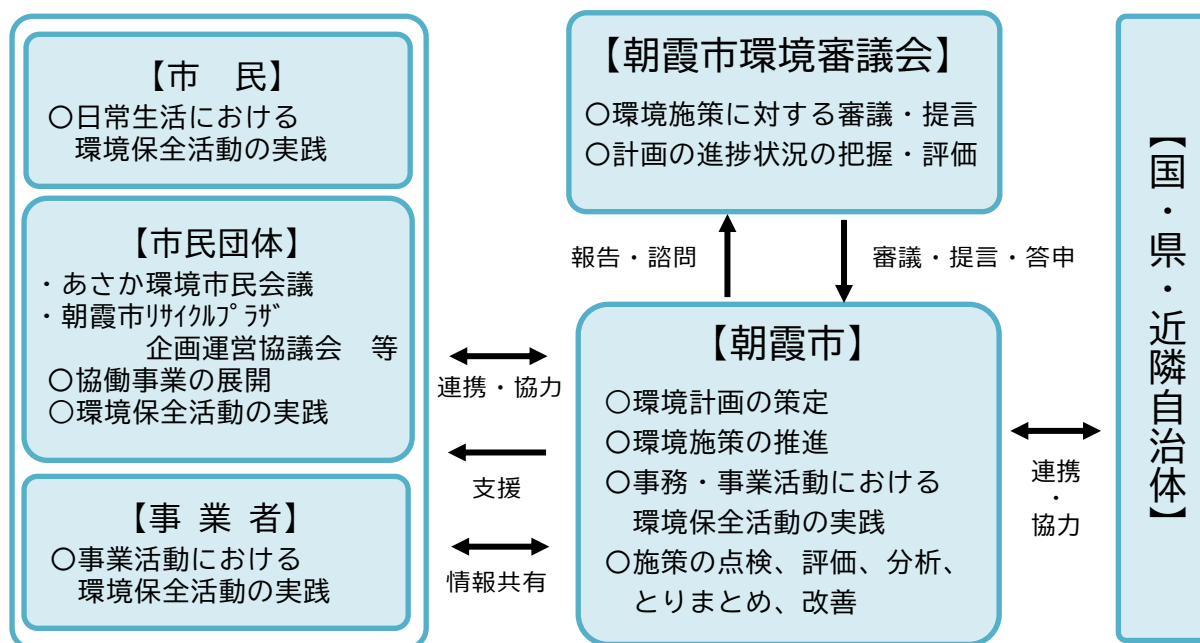


第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本市の望ましい環境像を実現するために、市、市民・市民団体、事業者がお互いの役割を理解し、すべての人による取組と、これら三者の協働を基礎として計画の推進を図っていきます。

■計画の推進体制



(1) 朝霞市環境審議会

朝霞市環境審議会は、朝霞市住み良い環境づくり条例で規定された市長の諮問機関であり、市民、事業者、学識経験者、市議会議員及び公共的団体の職員から構成されています。計画の改定や進行状況に対して客観的立場から審議提言を行います。

(2) 市民・市民団体、事業者

本計画に掲げた施策の推進には、行政だけではなく、市民・市民団体、事業者の協力が不可欠です。そのため、それぞれの自主的な活動、協働による取組が推進されるよう連携を図りながら事業を推進します。

(3) 国・県・近隣自治体

大気汚染や水質汚濁など広域的な取組が求められる共通課題や地球環境問題など、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

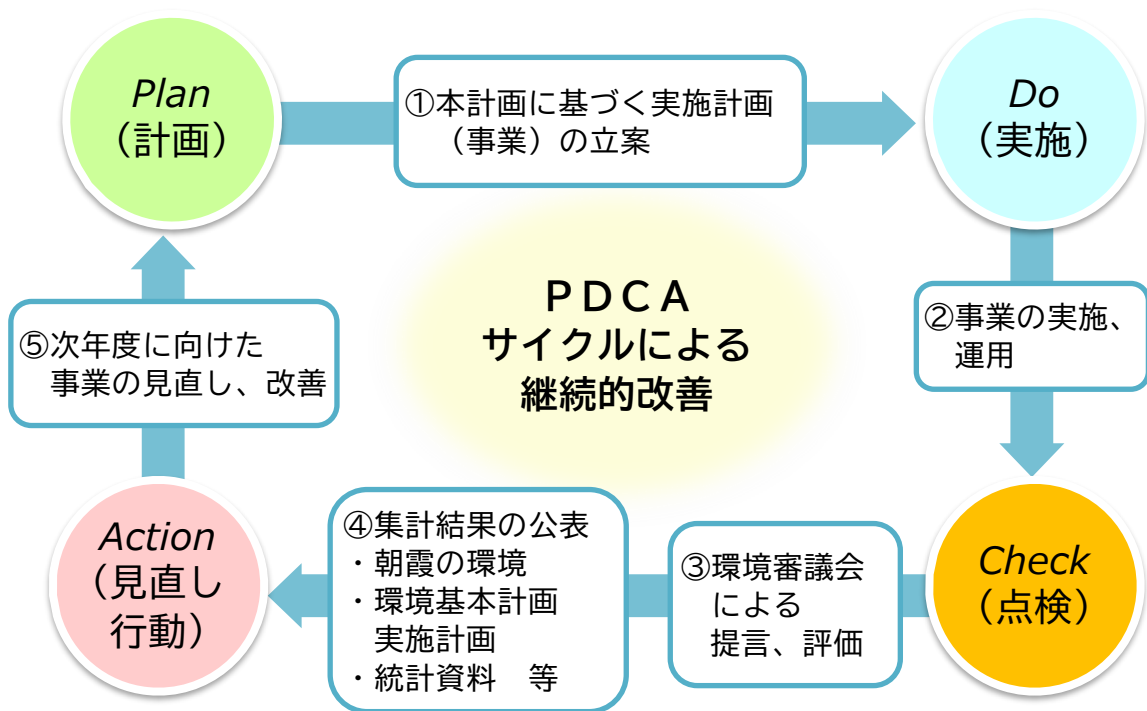
2. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施・運用・点検・評価・改善までの流れを、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（点検）→ Action（見直し行動）を繰り返すことで、継続的に改善を図りながら進行管理していきます。

具体的には、施策の実施状況を環境審議会へ報告し、これに基づく点検・評価を受けたうえで計画を公表し、見直しを行い、次年度へ向けた更なる取組を実施していくものとします。

また、計画の進捗状況や目標達成状況について「朝霞の環境」や「環境基本計画実施計画」などにとりまとめ、広報やホームページ等を通じて市民・市民団体及び事業者公表していきます。

■PDCAサイクルによる計画の進行管理



資料編

1. 策定に関連する条例、規則等.....	126
○朝霞市住み良い環境づくり基本条例.....	126
○朝霞市環境審議会規則.....	129
○朝霞市環境審議会委員.....	130
○環境基本計画策定庁内検討委員会.....	131
2. 第3次朝霞市環境基本計画策定の経過等.....	132
○第2次環境基本計画からの変更点.....	132
○第3次環境基本計画における環境指標一覧.....	134
○策定経過	136
3. 市民参画による計画づくり.....	137
○「快適な環境づくり」アンケート調査.....	137
○環境ワークショップ.....	137
○環境関連団体ヒアリング.....	137
○パブリック・コメント.....	138
○環境基本計画市民説明会.....	138
4. 環境基準等一覧	139
○大気汚染に係る環境基準.....	139
○化学物質関係に係る環境基準について.....	140
○水質に係る環境基準.....	143
○騒音に係る環境基準.....	144
5. 用語の解説	145

1. 策定に関連する条例、規則等

○朝霞市住み良い環境づくり基本条例

平成8年9月 30 日条例第 14 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等(第8条—第 14 条)

第3章 朝霞市環境審議会(第 15 条—第 22 条)

附則

わたくしたちのまち朝霞は、水と緑に恵まれたかけがえのない豊かな自然環境と、歴史的、文化的環境を受け継ぎながらこれまで着実な発展を続けている。

今を生きるわたくしたちは、この恵み豊かな環境が、現在及び将来の世代の共有財産であることを強く認識し、今ある環境を守り、育て、そして将来へ向けて確実に引き継いでいく大きな責務を負っている。

そこで、わたくしたちは、朝霞が今ある環境を損なうことなく、自然と調和した健全で持続可能な発展を遂げ、豊かで美しいまちとして将来を迎えるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むためには、良好な環境を保全し、及び創造していくことが極めて重要であることを認識し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の良好な環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、すべての市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を維持し、これを将来の世代へ継承されるように推進されなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書の作成)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、朝霞市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときには、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第10条 市は、公害(放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染によるものを除く。)の防止に関し、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第12条 市は、環境の保全等に関する施策に、市民の意見を反映することができるように努めるものとする。

(調査の実施)

第13条 市は、環境の状況の把握又は環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第14条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第3章 朝霞市環境審議会

(設置)

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、朝霞市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他環境の保全等に関する基本的事項

(委員)

第 17 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会の議員

(2) 学識経験のある者

(3) 事業者を代表する者

(4) 市内の公共的団体を代表する者

(5) 公募による市民

(6) 市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 18 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 19 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 20 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 21 条 審議会の庶務は、市民環境部環境推進課において処理する。

(委任)

第 22 条 第 17 条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年 10 月1日から施行する。

附 則(平成 10 年条例第 34 号)

この条例は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 25 号)

この条例は、平成 12 年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 41 号)

この条例は、平成 19 年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第5号)

この条例は、平成 26 年4月1日から施行する。

○朝霞市環境審議会規則

平成8年9月 30 日規則第 24 号

(趣旨)

第1条 この規則は、朝霞市住み良い環境づくり基本条例(平成8年朝霞市条例第14号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、朝霞市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第17条第2項第1号から第5号までの委員の人数はそれぞれ2人以内とし、第6号の委員の人数は6人以内とする。

(招集)

第3条 審議会の会議の招集は、会議の日前5日までに日時、場所及び調査審議する事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第5条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

○朝霞市環境審議会委員

令和2年7月28日から令和4年7月27日

委員要件		氏名	経歴・所属団体等
第1号	市議会の議員	はらだ きみなり 原田 公成	朝霞市議会議員
		とやま まき 外山 まき	朝霞市議会議員
第2号	学識経験のある者	まつむら たかし 松村 隆（会長）	公益財団法人廃棄物・3R研究財団 海外循環ビジネス支援センター副センター長 前芝浦工業大学システム理工学部 教授
		おじま まちこ 小島 真知子（副会長）	朝霞市環境美化推進員 元社会教育指導員
第3号	事業者を代表する者	ながい ひろし 永井 広志	本田技研工業(株) 二輪事業本部ものづくりセンター
		はせがわ つかさ 長谷川 司	(株)武蔵野種苗園 埼玉支店 支店長
第4号	市内の公共的団体を代表する者	みずく ぼ こうのすけ 水久保 幸之助	朝霞市商工会 理事
		お の けいぞう 小野 敬三	朝霞市自治会連合会 副会長 (霞ヶ丘親睦会会長)
第5号	公募による市民	ふるかわ しんご 古川 信吾	市民
		ふくだ あつし 福田 篤志	市民
第6号	市長が必要と認める者	たなか みきお 田中 幹男	あさか環境市民会議 生活環境部会長
		よしだ しょういち 吉田 省一（令和2年度）	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会
		まつした まさよ 松下 昌代（令和3年度）	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会会長
		うすい ま き 碓井 真紀（令和2年度）	埼玉県西部環境管理事務所 副所長
		ひらい たけし 平井 毅（令和3年度）	埼玉県西部環境管理事務所 副所長
		あんどう かずや 安藤 和也（令和2年度）	埼玉県 朝霞警察署 生活安全課 課長代理
		さかもと けんいち 坂本 賢一（令和3年度）	埼玉県 朝霞警察署 生活安全課 課長代理
		ゆ お あきら 湯尾 明	埼玉県 朝霞保健所 所長

（順不同・敬称略）

○環境基本計画策定庁内検討委員会

令和2年4月1日から令和3年3月31日

1	市民環境部長（委員長）	宮村 徹
2	総務部参事兼財産管理課長	望月 貢市
3	市民環境部次長兼産業振興課長	太田 敦子
4	市民環境部環境推進課長	石井 隆行
5	市民環境部資源リサイクル課長	渋谷 寿男
6	審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長	宇野 康幸
7	都市建設部次長兼開発建築課長（副委員長）	村沢 敏美
8	都市建設部みどり公園課長	大塚 繁忠
9	都市建設部道路整備課長	塩味 基
10	上下水道部次長兼下水道課長	田中 毅
11	上下水道部水道施設課長	久保田 哲人
12	学校教育部次長兼教育総務課長	斎藤 勉
13	学校教育部教育指導課長	小島 孝之
14	生涯学習部文化財課長	関口 豊樹

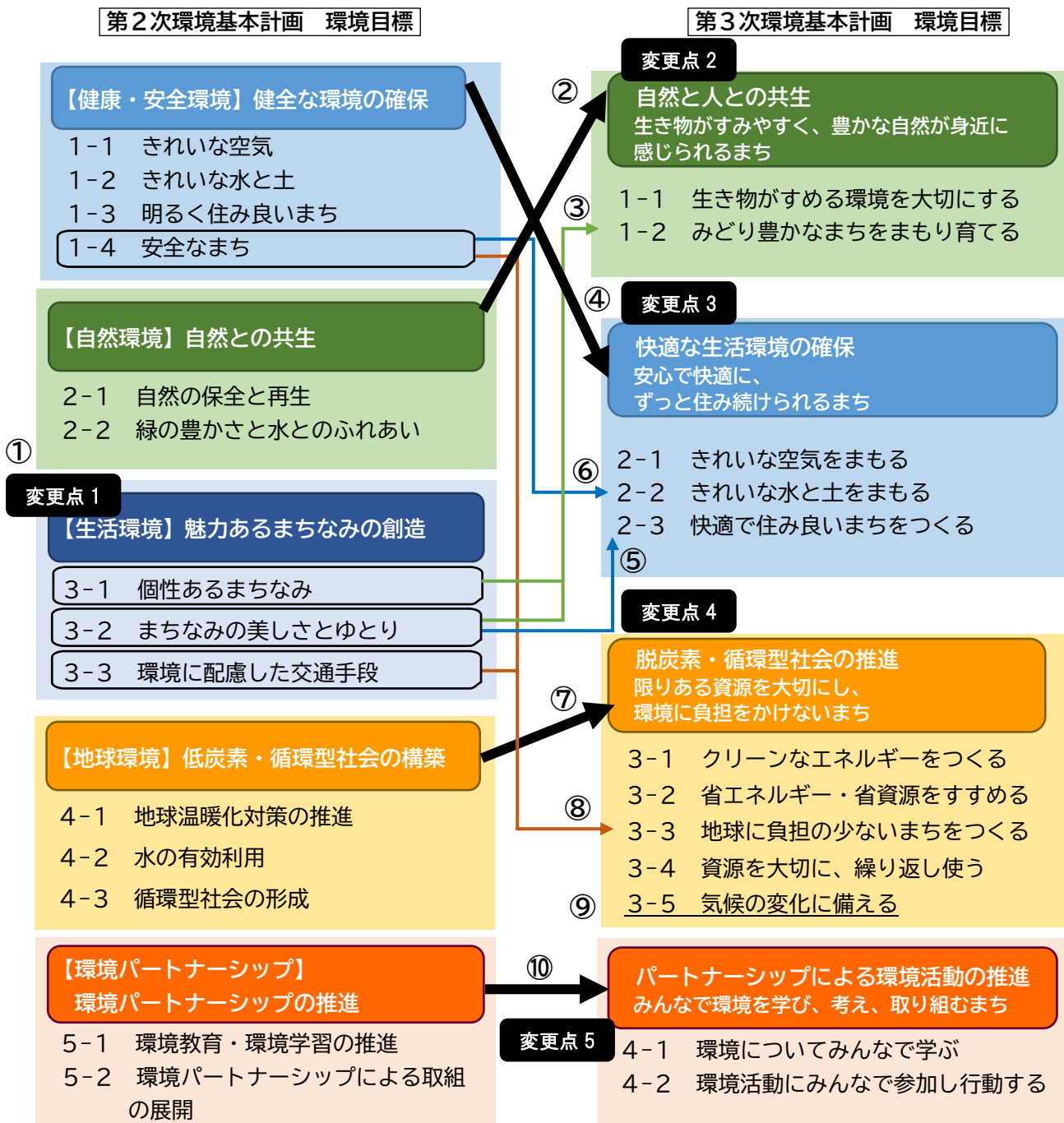
令和3年4月1日～令和4年3月31日

1	市民環境部長（委員長）	清水 豊
2	総務部財産管理課長	深澤 朋和
3	市民環境部産業振興課長	塩味 基
4	市民環境部環境推進課長	石井 隆行
5	市民環境部資源リサイクル課長	渋谷 寿男
6	審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長	宇野 康幸
7	都市建設部次長兼開発建築課長（副委員長）	村沢 敏美
8	都市建設部みどり公園課長	大塚 繁忠
9	都市建設部道路整備課長	長島 一政
10	上下水道部次長兼下水道施設課長	田中 毅
11	上下水道部水道施設課長	久保田 哲人
12	学校教育部次長兼教育総務課長	斎藤 勉
13	学校教育部教育指導課長	松本 欣巳
14	生涯学習部文化財課長	赤澤 由美子

2. 第3次朝霞市環境基本計画策定の経過等

○第2次環境基本計画からの変更点

- 環境基本計画は、市の最上位計画である「第5次朝霞市総合計画」の実現を環境面から補完する役割を担っており、総合計画との目標や施策と整合性を図るものとします。
- 新たに策定する第3次環境基本計画は、総合計画後期基本計画に合わせて施策の体系を組むこととし、4つの環境目標を新たな柱と位置付け施策を展開します。
- 近年の市を取り巻く国内外の環境情勢の変化や市民の環境問題への意識の高まりやニーズを把握し、施策内容を修正するとともに新規施策を追加します。



変更点1 環境目標を5本柱から4本柱に改定、【生活環境】魅力あるまちなみの創造を分割

- 第5次朝霞市総合計画で掲げている環境目標の柱に「自然環境」、「生活環境」、「低炭素・循環型社会」、「環境教育・環境学習の推進」が位置付けられていることから、整合を図るため、環境目標を5本から4本に統合しました（①）。
- 第2次環境基本計画の【生活環境】魅力あるまちなみの創造に含まれていた施策は、関連性が高い目標である「自然と人との共生」「快適な生活環境の確保」「脱炭素・循環型社会の推進」の中にそれぞれ振り分けました（③⑤⑧）。

変更点2 【自然環境】自然との共生から「自然と人との共生」に

- 市民アンケートなどの結果より、現存する自然環境の保全を要望する声が多く関心が高かったこと、また総合計画後期基本計画の施策順番に合わせて「自然と人との共生」を1番目の柱としました（②）。
- 【生活環境】魅力あるまちなみの創造「3-1個性あるまちなみ」の施策は、街路樹や公園・緑地等の身近な緑の確保につながり、市民が望んでいる自然豊かな朝霞を形成する緑であることから、「自然と人との共生」に位置付けました（③）。
- 【生活環境】魅力あるまちなみの創造「3-2まちなみの美しさとゆとり」に含まれていた景観についての施策を「自然と人との共生」に位置付けました（③）。

変更点3 【健康・安全環境】健全な環境の確保から「快適な生活環境の確保」に

- 大気や水の保全、生活環境を維持・改善するための施策を引き続き推進するため、第2次環境基本計画の【健康・安全環境】健全な環境の確保の主な施策を、新たな環境目標「快適な生活環境の確保」に位置付け、総合計画後期基本計画の施策順番に合わせ2番目の柱としました（④）。
- 生活環境分野の施策は、快適な環境を維持する施策へと関心が変化しており、住み良いまちづくりの実現を引き続き進めるため、第2次環境基本計画の【生活環境】魅力あるまちなみの創造「3-2まちなみの美しさとゆとり」に含まれる環境美化や不法投棄防止の施策を「2-3快適で住み良いまちをつくる」に位置付けました（⑤）。
- 第2次環境基本計画【健康・安全環境】健全な環境の確保「1-4安全なまち」の中で、有害物質等環境リスクの低減に関する施策を「2-2きれいな水と土をまもる」に位置付けました（⑥）。

変更点4 【地球環境】低炭素・循環型社会の構築から「脱炭素・循環型社会の推進」に

- 日本の新たな温室効果ガス削減目標を受けて、地球環境の目指すべき姿を「低炭素」から「脱炭素」とし、資源・リサイクルに関する施策とともに「脱炭素・循環型社会の推進」を環境目標としました（⑦）。
- 【健康・安全環境】健全な環境の確保「1-4安全なまち」に含まれていた自然災害の軽減や【生活環境】魅力あるまちなみの創造「3-3環境に配慮した交通手段」に関する施策は、脱炭素型社会の構築を進める施策であることから「脱炭素・循環型社会の推進」に位置付けました（⑧）。
- 地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に加え、現在および将来予測される気候変動の影響に対処する「適応策」の取組が求められていることから、「3-5気候の変化に備える」に新規で位置付けました（⑨）。

変更点5 「パートナーシップによる環境活動の推進」

- 施策を進める上で基本となる「パートナーシップ」（市と市民・市民団体、事業者との協働）の推進に引き続き取り組むため、環境目標を「パートナーシップによる環境活動の推進」と決めました。市民の環境教育・環境学習の機会の向上と環境情報の発信、環境保全活動への支援を中心とした施策を位置付け、市民との連携・協働を推進します。（⑩）。

○第3次環境基本計画における環境指標一覧

1 自然と人との共生

実施施策		No	環境指標名	単位	現状値 令和2年度 (2020年度)	中間目標値 令和7年度 (2025年度)	目標値 令和13年度 (2031年度)
1-1 生き物が すめる環境を大切 にする	1-1-1	1	開発事業件数に対する雨水流出 抑制施設設置割合	%	100	100	100
	1-1-2	2	特別緑地保全地区数	箇所	5	5	5
	1-1-3	3	生物多様性市民懇談会の開催回 数(年)	回	0※	1	1
1-2 みどり豊かなまち をまもりそだてる	1-2-1	4	市内全域における緑被面積の割 合	%	36.1	37.0	37.0
	1-2-1	5	保護地区面積	ha	9	9	9
	1-2-1	6	保護樹木本数	本	91	91	91
	1-2-1	7	都市公園数	箇所	41	44	45
	1-2-1	8	1人当たりの公園面積 (公園面積/人口)	m ²	2.12	3.60	3.60
	1-2-2	9	市民農園利用区画数	区画	515	450	450
	1-2-2	10	農業体験参加人数	人	0※	1,500	1,500
	1-2-2	11	生産緑地地区指定数(年)	箇所	2	2	2
	1-2-3	12	公園・緑地管理ボランティア団 体数	団体	21	30	35
	1-2-3	13	道路美化活動団体数	団体	25	27	29
	1-2-3	14	生け垣等の設置延長(累計)	m	536	550	567
	1-2-4	15	景観計画の届出件数(年)	件	170	170	170
	1-2-4	16	景観の満足度	%	49.9 (令和元年度)	55	60

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

2 快適な生活環境の確保

実施施策		No	環境指標名	単位	現状値 令和2年度 (2020年度)	中間目標値 令和7年度 (2025年度)	目標値 令和13年度 (2031年度)
2-1 きれいな 空気をまもる	2-1-1	17	大気調査結果(市内平均・二酸化 窒素基準 0.06ppm)	ppm	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
	2-1-1	18	典型7公害苦情受付件数(年)	件	10	6	5
	2-1-1	19	空間放射線量測定回数 (市役所・年)	回	48	48	48
2-2 きれいな 水と土をまもる	2-2-1	20	河川水質調査結果 (黒目川・BOD 基準値 5mg/ℓ)	mg/ℓ	0.7	0.7	0.7
	2-2-1	21	污水管整備率(下水道事業認可 区域面積)	%	97.8	98.1	98.4
	2-2-2	22	地下水の水質調査環境基準適合 率	%	97.6	100.0	100.0
2-3 快適で住み良い まちをつくる	2-3-3	23	不法投棄物処理件数(年)	件	487	400	380
	2-3-3	24	きれいなまちづくり運動のごみ 回収量	t	26※	60	50
	2-3-3	25	放置自転車等の撤去回数(年)	回	25	25	25

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため春は中止

3 脱炭素・循環型社会の推進

実施施策		No	環境指標名	単位	現状値 令和2年度 (2020年度)	中間目標値 令和7年度 (2025年度)	目標値 令和13年度 (2031年度)
3-1 クリーンな エネルギーをつくる	3-1-1	26	住宅用太陽光パネル設置補助延べ件数	件	976	1,080	1,200
	3-1-2	27	公共施設の太陽光発電の導入数	箇所	15	公共施設の新設や検討委員会等で決定した大規模改修などに合わせ導入を進める	
	3-1-2	28	小水力発電量（年）	kWh	467,000	467,000	467,000
3-2 省エネルギー・ 省資源をすすめる	3-2-1	29	エコライフDAYチェックシート回収率	%	94.4	100	100
	3-2-1	30	長期優良住宅、低炭素建築物、建築物省エネ住宅の認定数（年）	件	(長) 58 (低) 6 (省) 0	(長) 56 (低) 8 (省) 1	(長) 56 (低) 8 (省) 1
	3-2-1	31	市事務事業の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量の削減率	%	1.68	第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の削減率	
	3-2-2	32	水道使用量（年）	万m ³	1,587	1,610	1,625
	3-2-2	33	1人1日当たりの水道使用量	l	303	303	303
	3-2-2	34	雨水貯留槽設置費補助延べ件数	件	22	35	50
3-3 地球に負荷の少ない まちをつくる	3-3-1	35	公用車の次世代自動車の導入	台	4	5	5
	3-3-1	36	電気自動車用急速充電器の利用件数（年）	件	62	350	700
	3-3-2	37	市内循環バス利用者数（年）	人	291,774	346,000	382,000
3-4 資源を大切に、 繰り返し使う	3-4-1	38	市民1人当たり1日のごみ排出量	g	592	462	399
	3-4-1	39	事業ごみの年間排出量	t	6,815	6,804	6,804
	3-4-2	40	ごみの再生利用率	%	33.3	38.2	40.5
	3-4-3	41	ごみ焼却処理量（年）	t	26,826	22,000	20,500
3-5 気候の変化に備える	3-5-2	42	公共施設等雨水貯留浸透施設設置箇所数	箇所	12	15	16
	3-5-2	43	雨水管整備率	%	94.6	94.9	95.2
	3-5-2	44	開発事業件数に対する雨水流出抑制施設設置割合（再掲）	%	100	100	100
	3-5-2	45	熱中症警戒アラートの発令に伴う情報発信（注意喚起）	%	100	100	100
	3-5-2	46	公共施設の屋上緑化箇所数	箇所	14	14	14
	3-5-2	47	公共施設の壁面緑化箇所数	箇所	26	26	26

4 パートナースhipによる環境活動の推進

実施施策		No	環境指標名	単位	現状値 令和2年度 (2020年度)	中間目標値 令和7年度 (2025年度)	目標値 令和13年度 (2031年度)
4-1 環境について みんなで学ぶ	4-1-1	48	環境政策に係る報告書の発行	種類	2	2	2
	4-1-1	49	環境美化ポスター応募者数	人	0※	200	220
	4-1-2	50	環境関連情報の発信（年）	回	28	30	31
	4-1-2	51	リサイクルプラザでの講座参加者数（年）	人	21	150	150
4-2 環境活動にみんなで 参加し行動する	4-2-1	52	環境講座の開催数（年）	回	0※	2	3

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

○策定経過

■令和2（2020）年度

月 日	検討・報告内容等	
令和2年 6月30日	第1回庁内検討委員会	・第3次朝霞市環境基本計画策定について ・市民アンケートについて
令和2年 7月28日	第1回環境審議会	・正・副議長の選出について ・第3次朝霞市環境基本計画策定について ・市民アンケートについて
令和2年 9月	「快適な環境づくり」 アンケート調査	・市民、中学1年生、事業者を対象に、環境に対する意識や意見を調査
令和2年 11月4日	第2回庁内検討委員会	・市民アンケートの集計結果について ・これまでの取組と今後の課題について
令和2年 11月13日	第2回環境審議会	・市民アンケートの集計結果について
令和2年 11月21日	環境ワークショップ	・市民の環境に対する意識や意見の把握
令和3年 1月14日	第3回庁内検討委員会	・環境の変化と現状【概要版】について
令和3年 1月20, 21日	環境関連団体ヒアリング	・環境関連団体を対象に環境に対する意見を把握
令和3年 1月28日	第3回環境審議会	・環境の変化と現状【概要】について

■令和3（2021）年度

月 日	検討・報告内容等	
令和3年 5月7日	第4回庁内検討委員会	・第3次朝霞市環境基本計画骨子（案）について
令和3年 5月27日	第4回環境審議会	・第3次朝霞市環境基本計画骨子（案）について
令和3年 7月15日	第5回庁内検討委員会	・第3次朝霞市環境基本計画（素案）について ・望ましい環境像の検討
令和3年 7月28日	第5回環境審議会	・第3次朝霞市環境基本計画（素案）について ・望ましい環境像の検討
令和3年 10月8日	第6回庁内検討委員会	・第3次朝霞市環境基本計画（素案）について
令和3年 10月26日	第6回環境審議会	・第3次朝霞市環境基本計画（素案）について
令和3年 11月19日 ～12月6日	職員コメント	・環境基本計画（素案）を職員に周知し、意見募集
令和3年 11月22日 ～12月21日	パブリック・コメント	・環境基本計画（素案）を周知し、意見募集
令和3年 12月11日	市民説明会	・環境基本計画（素案）について説明
令和4年 1月11日	第7回庁内検討委員会	・第3次朝霞市環境基本計画（案）について
令和4年 1月19日	第7回環境審議会	・第3次朝霞市環境基本計画（案）について

3. 市民参画による計画づくり

○「快適な環境づくり」アンケート調査

■目的

本計画の策定にあたり、市民の環境に対する意識や意見を聞き、本計画の基礎資料とするために実施した。

■概要

	市民アンケート	事業者アンケート	中学生アンケート
調査対象	市内在住の 18 歳以上 2,000 人 ※住民基本台帳から無作為抽出	市内事業者 200 事業所 ※朝霞市商工会ホームページから業種ごとに抽出 ※農業については主な農業関係団体を選定	市立中学校に通う中学 1 年生 全員 (1,148 名)
調査方法	直接郵送法 (回答は郵送又は Web を選択)	直接郵送法	学校でクラスごとに 配付・回収
調査期間	令和 2 (2020) 年 9 月 4 日(金) から 9 月 28 日(月)	令和 2 (2020) 年 9 月 4 日(金) から 9 月 28 日(月)	令和 2 (2020) 年 9 月 1 日(火) から 9 月 23 日(水)
回収率	47.3% (2010 年度 42.2%)	46.5% (2010 年度 51.0%)	94.9% (2010 年度 92.1%)

○環境ワークショップ

■目的

市民の環境に対する意識や意見を把握し、基礎資料として活用するために実施した。

■概要

名称	あさか環境ワークショップ「環境について考えよう！」
開催日時	令和 2 (2020) 年 11 月 21 日(土) 午後 2 時から 4 時
開催場所	朝霞市役所 5 階 大会議室
参加人数	9 名

○環境関連団体ヒアリング

■目的

環境に対する幅広い意見を取入れ、計画策定の基礎資料とすることを目的として、市内で活動する環境関連団体に対して実施した。

■概要

開催日時	令和 3 (2021) 年 1 月 20 日(水)、21 日(木) 午後 1 時から 3 時
開催場所	朝霞市役所 5 階 502、503 会議室
実施団体	5 団体 (あさか環境市民会議、NPO 法人あさかプレーパークの会 動物との共生社会を目指す会 Vest.、朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会、 わくわく新河岸川みどりの会)

○パブリック・コメント

■目的

環境基本計画（素案）について周知するとともに、意見を聴くため実施した。

■概要

募集期間	令和3（2021）年11月22日（月）から12月21日（火）
意見提出方法	郵送、FAX、電子メールまたは直接持参のいずれか
実施結果	意見 全15件（意見提出者数2人）

○環境基本計画市民説明会

■目的

環境基本計画（素案）を周知するため説明会を開催した。

■概要

開催日時	令和3（2021）年12月11日（土）午前10時から11時15分
開催場所	朝霞市役所5階 大会議室
参加者	4人
開催結果	意見・提案・質問 6件

4. 環境基準等一覧

○大気汚染に係る環境基準

1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 16 日
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和 53 年 7 月 11 日
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 8 日
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。)をいう。	

2) 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	平成 9 年 2 月 4 日
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	平成 30 年 11 月 19 日
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	平成 9 年 2 月 4 日
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	平成 13 年 4 月 20 日
測定方法	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

3) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	平成 11 年 12 月 27 日
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
語句説明	① pg	1 兆分の 1g
	② TEQ	ダイオキシン類の毒性等量(ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号)
	③ pg-TEQ/m ³	1m ³ あたりに含まれるダイオキシン類毒性等量

4) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	平成 21 年 9 月 9 日
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

○化学物質関係に係る環境基準について

1) 土壌の汚染に係る環境基準について

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米1kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	検液1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液1ℓにつき 0.05mg 以下であること。
備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び1mg を超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び3mg とする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	
5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。	

2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準
人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	達成期間及び該当水域
カドミウム	0.003mg／ℓ以下	<達成期間> 直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。 <該当水域> 全公共用水域
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg／ℓ以下	
六価クロム	0.02mg／ℓ以下	
砒素	0.01mg／ℓ以下	
総水銀	0.0005mg／ℓ以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg／ℓ以下	
四塩化炭素	0.002mg／ℓ以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／ℓ以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg／ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／ℓ以下	
トリクロロエチレン	0.01mg／ℓ以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg／ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／ℓ以下	
チウラム	0.006mg／ℓ以下	
シマジン	0.003mg／ℓ以下	
チオベンカルブ	0.02mg／ℓ以下	
ベンゼン	0.01mg／ℓ以下	
セレン	0.01mg／ℓ以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／ℓ以下	
ふっ素	0.8mg／ℓ以下	
ほう素	1mg／ℓ以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg／ℓ以下	
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	地下水基準値	項目	地下水基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.02mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

4) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	年平均値1pg-TEQ/ℓ以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
河川底質	150pg-TEQ/g以下
備考	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

○水質に係る環境基準

生活環境の保全に関する環境基準 河川（湖沼を除く。）

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/ℓ以上	—
該当 水域	全公用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域 ※新河岸川はD 類型(平成 16 年 3 月 26 日埼玉県告示)、黒目川はC 類型(平成 15 年 3 月 28 日埼玉県告示)に指定され、越戸川は無指定である。					
備 考	1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする(湖沼もこれに準ずる。) 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。) 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。) 試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階(試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35 から 37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。					
(注)1	自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度					

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下
備考	基準値は、年間平均値とする。(湖沼もこれに準ずる。)			

○騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準（騒音の評価手法は、等価騒音レベル）

ア 一般地域の環境基準

地域の 類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下
備考	工業専用地域については適用されない。		

イ 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考	車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。	

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区分	昼間	夜間
屋外	70デシベル以下	65デシベル以下
窓を閉めた屋内	45デシベル以下	40デシベル以下
備考	1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。 2 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。 3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。	

5.用語の解説

<あ行>

アールシービー たいひょうの うどけい
RCP(代表濃度経路シナリオ:Representative Concentration Pathways)

温室効果ガス濃度の代表的な経路を複数用意し、それぞれの将来の気候を予測したシナリオ。具体的には、将来の気温上昇2℃以下を達成し、温室効果ガス排出量が最も低いシナリオ(RCP2.6)、2100年の温室効果ガス排出量が最大となったシナリオ(RCP8.5)、それらの中間シナリオ(RCP4.5、RCP6.0)が設定されている。2.6などの数字は、地球温暖化を引き起こす効果(放射強制力)を表しており、数値が高いほど温室効果ガスの濃度が高く、温暖化を引き起こす効果が高いことを示す。

あさか しりよくかすいしんじょうれい
朝霞市緑化推進条例

市内にある緑地の保護及び緑化の推進に関する必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の形成に寄与することを目的として、昭和64年に施行された条例のこと。

いしわた
アスベスト(石綿「せきめん」「いしわた」)

かつては防音材、断熱材、保温材などで使用されていたが、昭和50年に原則禁止された天然鉱物。アスベストの繊維は非常に細かく、飛散や吸い込みによって悪性中皮腫など人体への健康被害が生じることが知られている。

あつ しすう しっきゅうこくきゅうおんど
暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度):Wet Bulb Globe Temperature)

熱中症を予防することを目的とした指標で、人体と外気との熱のやりとり(熱収支)を示す。日常生活での暑さ指数の基準は、注意:25未満、警戒:25以上28未満、厳重警戒:28以上31未満、危険:31以上と設定されており、28を超えると熱中症患者が著しく増加する。

いっさんかたんそ シーオ
一酸化炭素(CO)

燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の空気より少し軽い気体で、主に自動車の排気ガスに含まれる。

いっばんはいきぶつ
一般廃棄物

産業廃棄物以外の家庭から出る可燃ごみなどの廃棄物。

イノベーション

「技術革新」のこと。モノ、しくみ、組織など、新しい物事を創造することにより、社会に新たな価値をもたらすこと。

インフラ

インフラストラクチャー (Infrastructure) の略称。経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な基礎的な施設。道路、通信手段、教育・衛生施設等がそれに含まれる。

うす いちりゅうそう
雨水貯留槽

雨水を溜めるタンクのこと。雨水を溜める貯留施設のひとつ。

うす いりゅうしゅつよくせいしせつ
雨水流出抑制施設

雨水を直接下水に流さずに、敷地内で浸透や貯留をすることで、雨水の流出を最小限に抑える施設。雨水貯留浸透施設が設置されている施設。

エコドライブ

エネルギー消費の少ない運転のこと。自動車は同じ距離でも運転方法によって燃料消費量が異なるため、燃料消費量やCO₂の排出量が少ない運転をすることで、環境への負荷が減るとともに、燃費向上により経済的にも効果がある。

あさかし
エコネットあさか(朝霞市リサイクルプラザ)

朝霞市リサイクルプラザの通称。3R活動を推進するための情報拠点施設で、関連図書の閲覧・貸出ができるリサイクル情報図書コーナー、不用品の代行販売を行うリサイクルショップ、リユース品の斡旋を行う不用品情報交換コーナー、不用になった家具類を引き取り、修理再生して販売するリサイクル家具展示コーナー、各種講座・教室を行うリサイクル活動室などがある。

デイ
エコライフDAY

地球温暖化防止など環境に配慮した生活を参加者にしてもらい、その成果を二酸化炭素の削減量として体験してもらうもの。

エスエス ふゆうぶつしつ
S S(浮遊物質):Suspended Solids

水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のこと。

エスディーグーズ
S D G s (Sustainable Development Goals)

平成27(2015)年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標のこと。令和12(2030)年を期限とした、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標と、それを実現するための169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」を理念とし、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むもの。

オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がりであって、その非建ぺい性、植生、水面などにより、環境の質の向上や住民のレクリエーション需要に応えるもの。

おくじょうりよくか
屋上緑化

建築物の屋上部分において恒常的に樹木、多年草等を有効に植栽するもので、これらの生育に必要な土などの植栽基盤があるもの。屋上緑化により屋根の断熱性能が高まり、省エネルギー効果や都市部のヒートアイランド現象緩和効果がある。

おんしつこうか ジーエツチジー 温室効果ガス(G H G)Green House Gas

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類が指定されている。

<か行>

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。排出量を全体としてゼロとは、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引くことで、実質ゼロとすることを意味している。

かいよう もんだい 海洋プラスチックごみ問題

ボイ捨て・不法投棄などで廃棄されたプラスチックが、河川などを通して海に流入し、プラスチックごみやマイクロプラスチックとなり、世界中の海で環境汚染が生じている問題のこと。海洋プラスチックごみによる環境汚染は、生態系や生活環境、漁業、観光等へ悪影響を及ぼすことが懸念されている。

がいらいしゅ 外来種

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。在来種（本来の分布域に生息・生育する生物）であっても、国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた場合は、国内由来の外来種、海外から持ち込まれた場合は、国外由来の外来種（外来生物）と呼ぶ。

がつぺいしよりじょうかそう 合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設のこと。し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、河川などの公共用水域の汚濁を大幅に軽減し、水質を向上させることができる。

かていようねんりようでんち 家庭用燃料電池(エネファーム)

都市ガス・LPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させ利用するコージェネレーションシステムで、電気と熱の両方を有効利用できるため効率が高い。利用段階で反応物として水しか排出せず、化学反応から電気エネルギーを直接取り出すためエネルギーロスが少ない。

かんきようがくしゅう 環境学習

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境の保全に対して責任ある行動がとれるようにすることを目的として、環境に関することを学ぶこと。

かんきようきじゅん 環境基準

環境基本法第16条で政府は「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標のこと。公害発生

源を直接規制するための基準（規制基準）とは異なる。

かんきよう 環境パートナーシップ

行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。

かんきよう ふ か 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものを指す。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

かんきよう 環境リスク

人の活動によって生じた環境の汚染や変化（環境負荷）が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）のこと。また、そうして引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性を指すこともある。

クールオアシス

熱中症対策の一環として、暑さをしのぎ涼むことができる民間施設や公共施設を開放するもの。

クール チョイス COOL CHOICE

二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出量削減のために脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組のこと。

クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、オフィスの冷暖房設定温度を省エネ温度（夏は28℃以上、冬は20℃以下）にし、それに応じた軽装化（ノーネクタイ・ノー上着など）や暖かい服装の着用などにより、効率的に働くことができるビジネススタイルのこと。

グリーンインフラ(Green Infrastructure)

自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を、防災や環境保全等の課題解決に活用するために整備されたインフラ。

クリーンエネルギー

二酸化炭素(CO₂)や窒素酸化物(NOx)などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源。

グリーンカーテン

夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑え、冷房の使用を減らすため、朝顔やゴーヤ、ヘチマといったつる性の植物をネット等に這わせて窓の外を覆うもの。

こうにゅう グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考え、値段や品質だけで選択するのではなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入・調達すること。

景観づくり重点地区

景観計画のなかで、市のシンボルとなる景観づくりを先導的に進める必要がある地区や市の特徴的な自然や歴史・文化をあらわす良好な景観づくりを進める必要がある地区について、景観計画区域内に定めるもの。

ゲリラ豪雨

一部の地域で短時間に大雨となる、局地的大雨のこと。振り方によっては大きな被害をもたらす恐れがある。

コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

光化学オキシダント

工場や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線で光化学反応を起こしてできる有害な酸化性物質。

光化学スモッグ

光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くもやがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、眼や喉などの粘膜に対する健康被害や植物への悪影響をもたらす。

公共交通空白地区

一定の距離に駅やバス停などが無い地域を指す。交通空白地や交通不便地域ともいわれる。

COP(Conference of the Parties)

条約における締約国会議を指す。環境問題では、地球温暖化防止に関連する「気候変動枠組条約（気候変動に関する国際連合枠組条約）」や「生物の多様性に関する条約」における締約国会議などがある。日本では、平成9年12月に京都で第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）、平成22年10月に名古屋で第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）が開催された。

こどもエコクラブ

地域環境や地球環境に関する学習や活動を主体的に展開している幼児から高校生のグループのこと。

2人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える1人以上の大人（サポーター）がいれば、子どもが誰でも参加できる環境活動クラブ。

<さ行>

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、持続的に利用することができるエネルギーの総称。有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料と比べて、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。

埼玉県産CO2オフセット電力

埼玉県内で生み出された再生可能エネルギーを県内企

業に提供し、企業の環境活動を支援する取組。電力メニューには、県内の住宅用太陽光発電の余剰電力を活用したメニューと、下水道局のメガソーラー（太陽光発電）を活用したメニューの2つがある。

里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑やため池などを含んだ地域のこと。

CO2オフセット(カーボンオフセット)

日常生活や経済活動によって発生した二酸化炭素（＝カーボン）を、森林による吸収（森林整備、保全活動）や温室効果ガス排出削減活動（再生可能エネルギーの導入、省エネ機器の導入）など、他の場所で創出された削減分で埋め合わせ（＝オフセット）する取組のこと。

シェアサイクル

自転車を共同利用する交通システムのことで、利用者はどこの拠点（ポート）からでも借り出して、好きなポートで返却ができる新たな都市交通手段である。

事業継続計画(BCP)

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

次世代自動車

従来の自動車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のこと。ハイブリッド自動車（HV・HEV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車など。

指定文化財

文化財保護法、文化財保護条例等により、重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録される。

市民農園

都市住民に自然とのふれあいや農林業体験の場を提供し、地域内外の交流により、地域の活性化を促す体験型農園のこと。

市民緑地

都市内の緑地を保全するため、地方公共団体等と土地所有者が契約を締結し、その地方公共団体等が借りた土地に住民の利用に供するために設置・管理する緑地のこと。

斜面林

台地と低地の間にある崖や斜面など、地形差の生じている部分に残されている緑のこと。

循環型社会

資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた地域社会のこと。

小水力発電

一般河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことで発電する方法で、再生可能エネルギーの一つ。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。過剰除去（野菜の皮の厚むきなど）、直接廃棄（賞味期限切れで食べずに捨ててしまう）、食べ残し（食べ残して捨ててしまう）の3つがある。食品ロスの削減は、廃棄物のリデュースや温室効果ガス削減等、環境負荷の低減につながる。

浸透トレンチ

側面に浸透孔を設けたり、有孔性の材料で造られた浸透管のことで、周囲を砕石等で覆い集水した雨水を地中に浸透させる施設。公共下水道の排除方式に従って公共ます等の排水施設に接続する。

浸透ます

雨水を地下に浸透させやすくするために、底と横に穴があいている雨水ますのこと。都市水害の防止や地下水の確保、湧水の復活などの効果が期待される。

水素イオン濃度※pH（水素イオン濃度）参照

3R

ごみ減量の行動理念である次の3つの頭文字（R）をとった運動で、次の順番で取り組むことでごみを減らす効果がある。

- ・リデュース（Reduce）減らす：ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていく
 - ・リユース（Reuse）再利用：ものを修理などして繰り返し使い、ものの寿命を最大限生かす
 - ・リサイクル（Recycle）再資源化：リユースできなく廃棄されるものを正しく分別し資源として再利用する
- 近年は3Rに加えて、リフーズ（Refuse）断る：ごみになるものを断ること、リペア（Repair）修理：ものを修理して使うこと、を含めた5つのRによる行動も進められている。

生活排水

トイレから排出されるし尿を含んだ水や台所や風呂場、洗濯などから排出される生活雑排水など、家庭から流れ出る水の総称のこと。

生産緑地

市街化区域内において、公害の防止又は災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された農地のこと。

生態系サービス

生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。

生物化学的酸素要求量※BOD（生物化学的酸素要求量）参照

生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指し、また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでも含めた幅広い概念。

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

高い断熱性能をベースに、高効率な機器等による「省エネ」と太陽光発電等による「創エネ」を組み合わせ、年間のエネルギー消費量が正味（概ね）ゼロとなる住宅。

<た行>

ダイオキシン類

炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が燃える時などに副生成物として生じる物質で、毒性が強いものがある。色無臭の固体で水に溶けにくく、油などに溶けやすい。物の燃焼に伴い非意図的に生成し、発ガン性や催奇形性、生殖不全、免疫障害など、様々な障害の原因となる。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会のこと。国は令和2（2020）年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする社会を実現することを宣言した。

単独処理浄化槽

トイレの排水のみ処理する浄化槽。台所や風呂場等からの排水は処理できない。家庭からのすべての排水を処理する合併処理浄化槽と比較して、河川水質に与える影響が大きい。

地域制緑地

法令により緑地の所有権はそのままに土地利用の規制により保全を図る制度。都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」やふるさと埼玉の緑を守り育てる条例で規定する「ふるさとの緑の景観地」などがある。

地下水のかん養

地下に雨水を浸透させて地下水を供給すること。地下水を増やすことは、水害防止や地盤沈下防止への効果が期待できる。

長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備に講じられた優良な住宅のこと。

DO(溶存酸素量)

Dissolved Oxygenの略。水中に溶解している酸素の量のことで代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つ。

低公害車(エコカー)

従来のガソリン車やディーゼル車に比べNOx、粒子状物質といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。

典型7公害

公害対策基本法及び環境基本法で公害として定義されている大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭のこと。

透水性舗装

アスファルトに混合する粗骨材の割合を多くして路面に隙間をつくることにより、降った雨水を、舗装体を通して直接地中に浸透させる舗装工法のこと。

特定外来生物

外来生物(海外から持ち込まれた外来種)の中でも、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定生産緑地

指定から30年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、買い取り申出が可能となる期日を10年延期したもののこと。

特別緑地保全地区

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生物多様性の確保に配慮したまちづくりのための動植物の生息地又は生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする地域地区。

都市計画道路

都市計画法に規定された都市施設の一つであり、都市計画で決定された道路をいう。一般的に幹線道路以上の道路規格が対象となり、都市における円滑な移動の確保や都市環境、都市防災等の面で、良好な都市空間を形成する機能などを果たす。

都市公園

都市公園法第2条に基づく、下記の①または②に該当する公園または緑地。

①都市計画施設である公園または緑地で、国または地方公共団体が設置するもの。この場合、都市計画区域の内外を問わない。

②都市計画法による都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園または緑地。

<な行>

二酸化窒素(NO₂)

窒素の酸化物で代表的な大気汚染物質。物が燃焼する過程で発生した一酸化窒素が、大気中で酸化して二酸化窒素となる。発生源は自動車やボイラーなど。

日平均値の年間98%値

1年間の日平均値(有効測定日分)を測定値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、下から98%日に該当する日平均値。

熱中症警戒アラート

特に暑くなると予測された日の当日や前日に、環境省と気象庁が注意を呼びかける情報のこと。

<は行>

ハザードマップ(Hazard Map)

災害予測図の総称で、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

パリ協定

1997年に定められた京都議定書の後継として、2015年にフランス・パリで採択された、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること等が世界共通の長期目標として掲げられた。

pH(水素イオン濃度)

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。一般に「水素イオン濃度」といわれることもあるが、正確には、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値で、pH試験紙やpH計などで簡易に測定できる。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。

PCB(ポリ塩化ビフェニル)

変圧器やコンデンサなどの電気機器の絶縁油として使用されていた物質。有害であることが判明し、製造や輸入、新たな使用が禁止されており、法令で定める期間内での処分が義務づけられている。

ヒートアイランド

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。

微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊する物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル： μm =100万分の1m)以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

FEMS(Factory Energy Management System)

工場エネルギー管理システムの略称。工場全体のエネルギー消費を削減するため、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、見える化や各種機器を制御するためのシステム。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体等に寄付する活動のこと。

フードバンク

品質には問題がないが廃棄されてしまう食品・食材を、製造事業者や小売事業者などから引き取り、福祉施設等へ無償で提供する活動及び行っている団体のこと。相互扶助の活動であるとともに食品ロス削減につながる。

FIT制度(固定価格買い取り制度)

Feed-in Tariff(フィードインタリフ)の略。エネルギーの買い取り価格を法律で定める方式の助成制度のこと。日本では、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が2012年に導入された。

浮遊物質※SS(浮遊物質)参照

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質のことで、主に粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの。土壌粒子や火山噴火物などの自然的発生物と、自動車や工場などからの人工的発生物がある。

フロン類

フルオロカーボン(フッ素と炭素の化合物)の総称。エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や建物の断熱材、スプレーの噴射剤などに使用されてきたが、オゾン層の破壊や地球温暖化への影響があるため、フロン排出抑制法により対策を進めている。特定フロン(CFC:クロロフルオロカーボン、HCFC:ハイドロクロロフルオロカーボン)、代替フロン(HFC:ハイドロフルオロカーボン)を「フロン類」と呼ぶ。

壁面緑化

建築物の壁面に緑化を行うこと。屋上緑化と同様に、都市化に伴う緑化空間の減少を補い、都市環境と景観の向上に寄与する。

HEMS(Home Energy Management System)

ホームエネルギーマネジメントシステムの略。一般住宅のエネルギーを管理するシステムのこと。家電製品や

給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムで、家庭の省エネルギー促進につながる。

BEMS(Building Energy Management System)

ビルエネルギーマネジメントシステムの略。業務ビルのエネルギーを管理するシステムのこと。ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御することで、最適なエネルギー管理を行うもの。室内状況に対応した照明・空調等の最適な運転が可能となる。

放射線

放射性物質から放出される粒子や電磁波のこと。アルファ線、ベータ線、中性子線、ガンマ線、エックス線などがある。放射線を出す物質を放射性物質、放射線を放出する能力を放射能という。

保護樹木

朝霞市緑化推進条例に基づき、市内の貴重な緑地の保全や緑化の推進を図るために保護する樹木のこと。指定条件は、高さが10m以上、地上1.2mの幹の周囲が概ね1m以上、樹形が特に優れているもの等。

保護地区

朝霞市緑化推進条例に基づき、市内の貴重な緑地の保全や緑化の推進を図るために保護する地区のこと。指定条件は、樹木が集団で生育している土地で、その面積が300平方メートル以上であるもの、樹木のある神社または寺院の境内、その他市長が特に必要と認めたものである。

<ま行>

マイクロプラスチック

大きさが5ミリメートル(5円玉の穴)以下の小さなプラスチック類のこと。世界中の海などで見つかっており、多くは、製造されたプラスチックが自然環境中で破碎・細分化したもの(二次的マイクロプラスチック)。自然分解が難しく長い間環境に残り、回収が困難で、表面に有害物質を取り込みやすい性質を持つなど、生態系への影響が懸念されている。

水と緑のネットワーク

分散して存在している林や草地などを、緑道や植樹帯などでつなげることによって、生物が行き来しやすくなり、生物の生息環境の範囲を拡大させること。

緑のカーテン※グリーンカーテン参照

<や行>

屋敷林

屋敷の周囲に設置された樹林のこと。防風や防火など気候や自然災害から家屋を守るために植えられた樹木。

遊休農地

現在耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地、または、周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている農地のこと。

ユニバーサルデザイン(Universal Design)

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと

ようぞんさんそ ディーオー ようぞんさんそりょう
溶存酸素※D O(溶存酸素量)参照

<ら行>

ライフライン

エネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設など、生活に必須なインフラ設備。

りょくりつ
緑被率

対象となる区域の面積に対し、緑被地(樹林地、草農地、水辺地等)が占める割合のこと。

レジリエンス(Resilience)

強靱化のこと。近年、防災や環境分野において、想定外の事態に対して社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さを意味する用語として使われる。

第3次朝霞市環境基本計画
(令和4(2022)年3月発行)

発行	朝霞市
編集	市民環境部 環境推進課 〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号
電話	048-463-1111 (代表)
URL	https://www.city.asaka.lg.jp/